



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 事後調査報告書の縦覧（農地農村整備課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所）…………… 4

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 6
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・2件…………… 9

選挙管理委員会事項

- 選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示…………… 12

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定…………… 13

正 誤

- 令和 8 年 3 月 31 日付け公報定期第5398号中訂正…………… 14

告 示

沖縄県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、魚口地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和 8 年 7 月 27 日から同年 8 月 24 日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第290号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 県営畑地帯総合整備事業西原地区
 - (2) 種類 農用地の造成及び改良の事業
 - (3) 規模 206.5ヘクタール
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市平良字西原
- 4 事後調査の実施期間 令和 7 年 5 月 28 日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県農林水産部農地農村整備課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - イ 沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課 宮古島市平良字西里1125番地
 - ウ 宮古島市農林水産部農村整備課 宮古島市平良字西里1140番地
 - エ 宮古島市西原地区公民館 宮古島市平良字西原1078番 2
 - (2) 期間 令和 8 年 7 月 24 日から同年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県農林水産部農地農村整備課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2285
 - (2) 沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター農林水産整備課 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980－72－2365

沖縄県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市知念字志喜屋下与那桝原 9 番 1 ・字山里真謝原363番 1 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
佐良浜(1)	宮古島市伊良部字池間添及び伊良部字前里添のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐良浜(2)	宮古島市伊良部字前里添のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	次の図に示す区域		
佐良浜(3)	宮古島市伊良部字池間添のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
狩俣	宮古島市平良字狩俣のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西里	宮古島市平良字西里、平良字東仲宗根及び平良字東仲宗根添のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西仲宗根	宮古島市平良字西仲宗根及び平良字東仲宗根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新里	宮古島市上野字新里及び城辺字砂川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大神	宮古島市平良字大神のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県宮古土木事務所及び宮古島市役所において縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 8 年 1 月 23 日 沖縄県指令土第875号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原638番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富595番地の193桜草205 津波明梨、糸満市字武富595番地の193桜草205 津波啓也
- 5 検査済証番号 令和 8 年 6 月 29 日 第5055号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 14 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 11 月 17 日 沖縄県指令土第836号、令和 8 年 6 月 5 日 沖縄県指令土第469号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字登川喜名口原386番ほか23筆並びに380番地先及び390番 1 ほか 3 筆のそれぞれの一部並びに登川二丁目33番 6 及び33番 7 のそれぞれ一部（2 工区）
- 3 公共施設 緑地
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市西原一丁目 2 番 1 号 生活協同組合コープおきなわ 代表理事 古堅忠司
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 1 日 第5056号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 16 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 8 月 8 日 沖縄県指令南土第424号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原52番14及び52番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川226番地 7 金城将大
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 7 日 N第1805号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 9 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 4 月 24 日 沖縄県指令南土第249号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原806番 4 及び805番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志一丁目10番 4 ー201号志真志住宅 崎原康平
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 7 日 N第1806号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 15 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年10月20日 沖縄県指令南土第522号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原 8 番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇68番地 1 丸栄アパート201 上原知
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 7 日 N第1807号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 13 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 5 月 30 日 沖縄県指令南土第299号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉国吉原168番 4 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1413番地の13メゾン成 3 階 中村幸仁
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 7 日 N第1808号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 21 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 4 月 21 日 沖縄県指令南土第 230 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里桃原 1898 番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良 236 番地 10 北分譲 G-9 稲嶺紀親、豊見城市字平良 236 番地 10 北分譲 G-9 稲嶺多賀子
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 11 日 N 第 1809 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 11 月 7 日 沖縄県指令南土第 544 号、令和 7 年 1 月 9 日 沖縄県指令南土第 14 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原 350 番 22 及び 350 番 23
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原 940 番地 2 A c e ・エース 3-B 金城滉太、中城村字南上原 940 番地 2 A c e ・エース 3-B 金城ひかり
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 18 日 N 第 1810 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 8 月 15 日 沖縄県指令南土第 431 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座前原 95 番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長 176 番地の 3（アルモニー・NY 603 号） 桃原正秀、西原町字翁長 176 番地の 3（アルモニー・NY 603 号） 桃原レナ
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 15 日 N 第 1811 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月 23 日 沖縄県指令南土第 415 号、令和 7 年 5 月 22 日 沖縄県指令南土第 285 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字宇江城前原 105 番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根 1575 番地雇用促進住宅阿波根宿舍 3 号棟 206 号 照屋規樹、糸満市字阿波根 1575 番地雇用促進住宅阿波根宿舍 3 号棟 206 号 照屋千華
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 15 日 N 第 1812 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 5 月 7 日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第130号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月24日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和8年10月21日（水曜日）から同月28日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和8年10月28日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】10月28日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和8年10月26日（月曜日）から同月28日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和8年10月28日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】10月28日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員

会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦 4.0 センチメートル、横 3.6 センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。)

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 8 年 9 月 7 日(月曜日)から同月 11 日(金曜日)までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料 47,000 円又は追加取得講習手数料 23,000 円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 講習の初日は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までに受講手続を終えること。

- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098－862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務	令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）から同月 27 日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで（令和 8 年 10 月 27 日にあつては、午前 10 時 45 分まで）	那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室（令和 8 年 10 月 26 日及び同月 27 日にあつては、第 2 教室）
	【考査】10 月 27 日（火曜日）	午前 11 時 10 分から午後零時 50 分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務	令和 8 年 10 月 26 日（月曜日）及び同月 27 日（火曜日）	午前 9 時から午後 5 時まで（令和 8 年 10 月 27 日にあつては、午前 10 時 45 分まで）	那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 那覇地域職業訓練センター 第 2 教室
	【考査】10 月 27 日（火曜日）	午前 11 時 10 分から午前 11 時 45 分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10 人
- (2) 追加取得講習 10 人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦 4.0 センチメートル、横 3.6 センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。）
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）から同月 11 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料 34,000 円又は追加取得講習手数料 10,000 円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 講習の初日は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 098-862-0110（内線 3032 又は 3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第 132 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1 級	10 人	令和 8 年 11 月 21 日（土曜日） 午前 10 時から午後 6 時まで	豊見城市字豊崎 3 番 22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10 人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(イ) 警備業務に関する基本的な事項

(ロ) 法令に関すること。

(ハ) 車両等の誘導に関すること。

(ニ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ホ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(イ) 車両等の誘導に関すること。

(ロ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ハ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (5) 車両等の誘導に関すること。
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1 級及び 2 級の検定の受付期間及び受付時間は、令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）から同月 11 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (4) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉
- (5) 1 級の検定を受検しようとする者にあつては、4 (1) のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

- (4) 申請の際には、(2) に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3) の提出先に申請者本人が提出すること。

郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料 14,000 円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

- (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 098-862-0110（内線 3032 又は 3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第 133 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1 級	10 人	令和 8 年 12 月 5 日（土曜日） 午前 10 時から午後 6 時まで	豊見城市字豊崎 3 番 22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10 人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (9) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (5) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (6) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (4) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (9) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (9) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (5) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1 級及び 2 級の検定の受付期間及び受付時間は、令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）から同月 11 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (4) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉
- (7) 1 級の検定を受検しようとする者にあつては、4 (1) のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

- (4) 申請の際には、(2) に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3) の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
 - (5) 検定手数料 手数料 16,000 円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
- (1) 検定の当日は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
 - (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1 級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
 - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 098-862-0110（内線 3032 又は 3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 28 号

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示

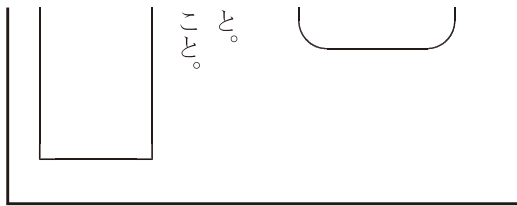
選挙管理事務執行取扱規程（昭和 63 年沖縄県選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 92 条中「第 10 項」を「第 11 項」に改める。

第 40 号様式を次のように改める。

第 40 号様式（第 44 条関係）

こうほしやしめい 候補者氏名	二 一 候補者でない者の氏名は、欄内にひとり書くこと ○ 注意 何 選挙投票 年執行 印
--	--



備考 1 用紙は、折りたたんだ場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。

2 投票用紙に押すべき印は、県委員会の印を刷り込むものとする。

3 投票用紙の色は、選挙の都度県委員会が定める。

4 投票用紙には、それぞれの選挙名を強調するための表示をすることができる。

第51号様式備考 1 中「老人ホームの長」の次に「、原子爆弾被爆者養護ホームの長」を加え、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に、「刑務所長、警察署長」を「刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者」に、「、婦人補導院長」を「又は少年鑑別所長」に改める。

第77号様式中「第10項」を「第11項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 24 日から施行する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第 7 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 7 月 24 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するトリイ通信施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
読谷村字大湾糸蒲原	814番	雑種地	788	788.33	788.33

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社K I 建設 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号 1 F

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社沖縄銀行 取締役頭取 山城正保	那覇市久茂地 3 丁目10番 1 号	根抵当権 平成23年 8 月 1 日第14649号 平成24年 1 月18日第894号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 7 月 9 日

正 誤

令和8年3月31日付け公報定期第5398号登載の「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
29	下から13	「88,980円」を「92,980円」	「81,290円」を「85,490円」

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地